

Y M C A健康福祉専門学校校友会会則

(名 称)

第1条 本会は、Y M C A健康福祉専門学校校友会(略称「WITH-Y」)という。

(事務局)

第2条 本会の事務局は神奈川県厚木市中町4 - 16 - 19 Y M C A健康福祉専門学校におく。

(目 的)

第3条 本会は会員相互の親睦をはかり、会員と学校との関係を密にし、会員の社会的文化的地位の向上と母校の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. Y M C A健康福祉専門学校の活動および発展を助けるために必要な事業
2. 会員名簿、会誌、会報等の発行
3. 会員相互の親睦ならびに研究啓発のための諸集会
4. その他、本会の目的に附帯する事業

(会 員)

第5条 本会は次にあげるものを以て会員とする。

正会員 : Y M C A健康福祉専門学校の卒業生および在学生

特別会員 : 同上の旧新教職員、その他本会の趣旨に賛同するもの

法人会員 : 本会の趣旨に賛同する法人

(役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。

1. 会長1名、副会長2名、書記・会計2名、監事1名、顧問(校長)1名、相談役(副校長)1名
以上の役員は常任委員を兼任する。
2. 総務委員長1名、広報委員長1名、事業委員長1名以上の役員は代議員を兼任する。
3. 役員の任期は2ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。
4. 補欠で就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。
5. 役員は任期満了後も後任者の就任するまで、その任務を行うものとする。
6. 以上の役員のほか、名誉会長、名誉会員をおくことができる。

(役員の選任)

第7条

1. 会長、副会長、書記・会計、監事は会員中より常任・代議員会の推薦を経て総会にはかり、選任する。

2. 総務委員長、事業委員長、広報委員長は各々総務委員、事業委員、広報委員よりの推薦を勘案し、常務委員、会議の上、これを指名する。

(役員の職務)

第8条

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
3. 総務委員長、事業委員長、広報委員長は各々必要とする数の委員を指名し、委員会を構成し、事業の執行にあたる。
4. 監事は本会の会務を監査する。
5. 書記・会計は正会員および学校職員より各1名が事務に当たる。

(代議員)

第9条 総務委員、事業委員、広報委員は委員中より委員長を互選し、常務委員会に代議員として推薦できる。

(会 議)

第10条

1. 会議は総会、常任委員会および常任・代議員会の三つとする。
2. 事業執行にあたり、総務委員長、事業委員長、広報委員長は各々総務委員会、事業委員会、広報委員会を開くことができる。
3. 総会、常任委員会ならびに常任・代議員会は会長が召集し、議長はその都度選出する。
4. 総会は毎年一回これを開く。ただし、必要に応じて臨時に開くことができる。

(議決方法)

第11条 会議の議決方法は出席者の過半数によりこれを決定する。可否同数の場合は議長の決するところとする。

(総 会)

第12条 総会には次の事項を附議する。

1. 事業計画
2. 収入、支出予算および決算に関する事項
3. 役員の選出に関する事項
4. 重要規定の制定および改廃に関する事項
5. その他会長が必要と認める事項

(常任委員会)

第13条 常任委員会は、常任委員をもって構成し、次の事項を附議する。

1. 総会に附議する事項

2. 本会の事業運営に関する事項
3. 総会の議決で委任された事項
4. その他会長が必要と認める事項

(常任・代議員会)

第 14 条 常任・代議員会は常任委員および代議員をもって構成し、次の事項を附議する。

1. 総会に附議する事項中、重要な事項
2. 本会は、総務委員、事業委員、広報委員を加えることにより、総会に代わることができる。

(経 費)

第 15 条 本会の経費は次の収入をもってあてる。

1. 会費
2. 寄付金
3. その他の収入

(会費)

第 16 条 本会の会費については総会において定める。

1. 正会員 入学時に所定の金額を支払う。
2. 法人会員 年額 50,000 円

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は毎年年次総会の月に始まり、翌年の年次総会の前月をもって終わる。

(施行細則)

第 18 条 この会則の施行についての細則は別に定める。

現役員:(2002 年 12 月 27 日現在)

会長(大塚洋)

副会長(山口奈津子、岩崎宏子)

書記会計(山崎陽子)

相談役(小林一郎)